



2017年4月号 (No.78)

## 今月の特集

- ・従業員500人以下でも社保適用開始
- ・中国就労許可制度の変更について

## 従業員500人以下でも社保適用開始

### ■平成29年4月から社会保険の適用拡大

平成28年10月から週30時間以上働く方に加え、従業員501人以上の会社で週20時間以上働く方などにも厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象が広がりました。

さらに、平成29年4月からは、従業員500人以下の会社で働く方も、労使で合意すれば社会保険に加入できるようになり、より多くの方がより厚い保障を受けることができます。

### ■労使での合意が必要

平成29年4月1日から、勤め先の会社において労使で合意（働いている方々の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること）がなされれば、以下の①～④の要件を全て満たす方は社会保険に加入できるようになります。

- ① 1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること
- ② 1ヶ月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること
- ③ 雇用期間の見込みが1年以上であること
- ④ 学生でないこと



### ■注意点

・社会保険の被扶養者（第3号被保険者）かどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありません。しかし、年収130万円未満であっても、上記の社会保険加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、自身で厚生年金保険・健康保険に加入することになります。

・配偶者が勤めている会社から支給される扶養手当（家族手当等）の支給要件については、その会社にご確認ください。

・厚生年金保険・健康保険の加入手続は勤め先の会社を通して行いますが、現在ご自身で国民健康保険に加入している方は、国民健康保険の資格喪失の届出をご自身で行う必要があります。詳しくは、住所地管轄の役所窓口にお尋ねください。

・配偶者の健康保険に加入している被扶養者の方は、資格喪失の届出を配偶者の会社を通じて行う必要がありますので、その旨を配偶者の会社に申し出てください。



## 中国就労許可制度の変更について

### ■制度変更の開始と目的

平成28年9月、中華人民共和国の国家外国専門家局は「外国人中国就労許可制度施行実施方案の印刷・公布に関する通知」を公布し平成29年4月に全国運用が開始されました。

この制度変更は外国人の就労に対する管理強化と審査重複の軽減・事務効率の向上等を目的としています。

### ■変更点

- ① 外国人が中国で就労する際に事前取得が必須の許可文書である「外国専門家中国就労許可」と「外国人入国就業許可」を「外国人中国就労許可」へ一体化します。
- ② 中国で就労する際の証明書「外国専門家証」と「外国人就業証」は「外国人就労許可証」に統合されます。
- ③ ポイント加算による点数評価で外国人就労者はA類B類C類に分類されます。
- ④ 必要書類に「犯罪無記録証明」が追加されます。
- ⑤ 最高学歴証明書と犯罪無記録証明に公証認証が必要になります。

### ■ポイントによる分類とその基準

中国政府は高度人材の来中を推奨し外国人高度人材の駐在関連手続きの簡素化を進める一方で一般人材及び程度人材は抑制する動きを見せています。市場評価や国際同業界評価を重視してポイント管理制で外国人就労者の分類ランクを決定します。

#### 【A類】

85点以上・または以下に属するもの

- ・中国の人材計画への入選者
- ・国際的に公認された実績に関する基準に適合する者
- ・市場動向に基づく奨励類の職位に必要な外国人材
- ・起業人材
- ・優秀な青年人材

#### 【B類】

60点以上・または以下に属するもの

- ・学士以上の学位及び2年以上の関連実務経験を持ち一定の基準を満たす者
- ・中国の大学で修士以上の学位を取得した卒業生
- ・ランキング100位以内の外国の大学において学位を取得した卒業生
- ・外国語の教員

#### 【C類】

ポイント制なし

- ・行政所管機関より雇用した者
- ・中国と外国政府の国家間協議に基づき雇用した者
- ・政府間協議に基づいてインターンを行う外国人青年
- ・ハイレベル人材と共に中国へ来る家政サービスに従事する外国人
- ・遠洋漁業などの特殊分類に従事する外国人
- ・季節性労務に従事する外国人
- ・その他

ポイント（点数評価）の計算項目には、（中国）国内採用会社が支払う年収の額や学歴、就業月数、中国語レベル、就業場所、年齢等があります。

「就業場所」では西部地区と東北地区等の旧工業基地、中部地区国家級貧困県等の特別地区のみにポイントがあり、その他の地区にはポイントはありませぬ。そして「年齢」では60歳以上の場合、ポイントはありませぬので注意が必要です。

### ■平成29年4月から運用開始

平成29年4月1日から外国人中国就労許可制度が開始されておりますが、有効期限内の旧証書は引き続き有効です。

日本の企業でも技術専門職等、中国に赴任している方は大勢いらっしゃると思いますが、例えば定年後も再雇用し現地での勤務継続を希望していたとしても、A類に該当しない場合、就労許可証が交付されるかはかなり厳しい状況であり、今後も中国政府の動向を注意深く見守る必要があると言えます。

【発行元】SATO社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階

TEL: (03) 6831-3310